

事業所防災計画の具体的な作成要領

事業所防災計画の作成項目

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示では、事業所防災計画（条例第10条該当事業所）に規定すべき事項が、次の通り定められています。

◆事業所防災計画（条例第10条該当事業所）に規定すべき事項

1 震災に備えての事前計画			
区	分	規定すべき事項	参照
1	任 務 分 担	防災についての任務分担に関する事。	P8
2	建 築 物 等	建築物、工作物、設備等の安全確保のための点検及び補強に関する事。	P9
3	家 具 等	家具、じゅう器その他の建物に備え付けられた物品の転倒、落下及び移動の防止のための措置に関する事。	P11
4	危 険 物 等	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検並びに転倒又は落下による漏えい及び流出防止措置に関する事。	P13
5	火 気 設 備 等	火を使用する設備、器具等の点検及び安全措置に関する事。	P14
6	消 火 器 等	消火器等の準備及び適正管理に関する事。	P15
7	避 難	建物からの安全避難の確保及び点検に関する事。	P16
8	資 器 材 ・ 非 常 用 物 品 等 の 準 備	救出、救護等の資器材及び非常用物品の準備並びに保管に関する事。	P17
9	教 育 訓 練	防災についての教育及び訓練に関する事。	P19
10	連 携 協 力	周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立に関する事。	P22
11	警 戒 宣 言 発 令 時	警戒宣言発令時の対応措置に関する事。	P22
12	安 否 確 認 の 周 知	家族等との安否確認のための連絡手段の確保に関する事。	P25
13	一 斉 帰 宅 の 抑 制	従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）の一斉帰宅の抑制に関する事。	P27
14	帰 宅 困 難 者 対 策	従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関する事。	P31
15	そ の 他	その他事業内容から災害予防に必要な措置に関する事。	P33

2 震災時の活動計画			
区	分	規定すべき事項	参照
1	任 務 分 担	震災時の任務分担に関すること。	P35
2	緊 急 地 震 速 報	緊急地震速報を活用する場合の対応措置に関すること。	P36
3	初 期 消 火	出火防止及び初期消火活動に関すること。	P38
4	危 険 物 等	危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出及び漏えい時の緊急措置に関すること。	P40
5	救 出 救 護	初期救助及び初期救護活動に関すること。	P41
6	情 報 収 集	被害状況の把握、情報収集、伝達等に関すること。	P42
7	避 難	避難場所及び避難方法に関すること。	P43
8	連 携 協 力	周辺地域の事業所及び住民に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。	P45
9	安 否 確 認 の 実 施	家族等との安否確認の実施に関すること。	P45
10	待 機 ・ 安 全 な 帰 宅	従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動に関すること。	P46
11	そ の 他	その他事業内容及び周囲の環境等から必要な活動に関すること。	P51

3 施設再開までの復旧計画			
区	分	規定すべき事項	参照
1	ライフライン対策	ガス、電気、上下水道、通信途絶時の対策に関すること。	P52
2	二次災害防止	危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置に関すること。	P52
3	被害状況把握	被害状況の把握に関すること。	P53
4	復旧作業	復旧作業等の実施に関すること。	P54

※ 条令第11条該当事業所が事業所防災計画に定めなければならない事項については、別に定められています。

